

初任給誤りに伴う遅延損害金について

👉 令和6年7月30日に発覚した新規採用職員の初任給算定の誤りに伴う遅延損害金について報告する。

内 容

当該初任給算定の誤りに伴う遅延損害金に対する、「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」(昭和37年3月14日議会議決)に基づく損害賠償額の決定の専決処分

1 事故の概要

新規採用職員の初任給算定において、年齢最低保障給の適用漏れがあり、本来支給すべき正しい給与との差額を令和7年1月15日に支給した。当該支給の遅延に関し、対象者から本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、損害賠償額を決定したものである。

2 事件名

民法(明治29年法律第89号)第419条等の規定に基づく損害賠償事件

3 決定年月日

令和7年3月31日

4 損害賠償額

315,995円(17名の合計額)

5 損害賠償の相手方

区職員及び退職者 計17名(詳細は別紙のとおり)

損害賠償の相手方

番号	損害賠償の相手方	損害賠償額
1	東京都台東区谷中 女性（事件当時の年齢 29歳）	1, 634円
2	埼玉県草加市松江 女性（事件当時の年齢 63歳）	1, 561円
3	東京都大田区東馬込 男性（事件当時の年齢 31歳）	12, 515円
4	東京都足立区東和 女性（事件当時の年齢 63歳）	40, 600円
5	東京都江東区住吉 女性（事件当時の年齢 60歳）	88, 875円
6	東京都立川市一番町 男性（事件当時の年齢 32歳）	40, 027円
7	神奈川県相模原市緑区西橋本 女性（事件当時の年齢 24歳）	240円
8	東京都中央区銀座 女性（事件当時の年齢 44歳）	28, 299円
9	千葉県習志野市津田沼 女性（事件当時の年齢 32歳）	1, 063円
10	東京都杉並区堀ノ内 女性（事件当時の年齢 32歳）	5, 673円
11	東京都北区赤羽北 女性（事件当時の年齢 39歳）	5, 629円
12	東京都中央区晴海 男性（事件当時の年齢 27歳）	23, 143円
13	東京都中央区新川 女性（事件当時の年齢 50歳）	6, 483円
14	東京都中央区晴海 女性（事件当時の年齢 37歳）	532円
15	東京都中央区日本橋馬喰町 女性（事件当時の年齢 54歳）	33, 705円
16	東京都台東区千束 女性（事件当時の年齢 36歳）	21, 909円
17	東京都小金井市東町 女性（事件当時の年齢 48歳）	4, 107円